

# 日本一安全で 安心なまちの実現をめざして

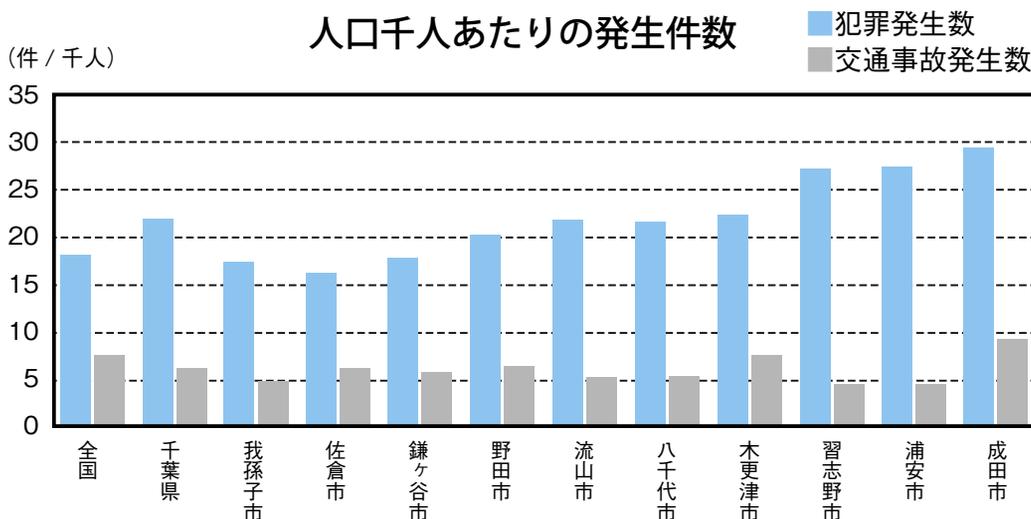
## 我孫子市生活安全条例

(平成 17 年 12 月 28 日公布 平成 18 年 4 月 1 日施行)

犯罪や交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会の実現のためには、市民一人ひとりが防犯と交通安全に関して高い意識を持ち、様々な取組を実践していくことが大切です。

市、市民、自治会等、事業者、関係機関、教育機関等は、自立と助け合いの精神のもと、それぞれが適切に役割を分担し、お互いに協力しながら地域の安全を守る活動を進めていく必要があります。また、防犯と交通安全に配慮した環境整備、高齢者や障害者、子どもに配慮した取組を進めていく必要があります。

安全に、そして安心して暮らせる地域社会は、私たち市民全ての願いです。ここに「日本一安全で安心なまち」の実現をめざして、我孫子市生活安全条例を制定しました。



### 平成 17 年 犯罪と交通事故発生数(件)

県内の人口 10 ～ 20 万人の市

市	区分	犯 罪 数	交 通 事 故 数	合 計
我孫子市		2,255 (17.1)	644 (4.9)	2,899 (22.0)
佐倉市		2,813 (16.1)	1,056 (6.0)	3,869 (22.1)
鎌ヶ谷市		1,837 (17.7)	591 (5.7)	2,428 (23.4)
野田市		3,071 (20.2)	961 (6.3)	4,032 (26.5)
流山市		3,305 (21.7)	775 (5.1)	4,080 (26.8)
八千代市		3,902 (21.6)	961 (5.3)	4,863 (26.9)
木更津市		2,780 (22.5)	941 (7.6)	3,721 (30.1)
習志野市		4,274 (27.2)	716 (4.6)	4,990 (31.8)
浦安市		4,164 (27.4)	757 (5.0)	4,921 (32.4)
成田市		2,955 (29.5)	938 (9.4)	3,893 (38.9)

### 【日本一安全で安心なまち の数値目標は】

我孫子市は、首都圏に位置し、現在人口は約 13 万人です。

大都市の近郊で、人口が 10 万人～20 万人の都市は、全国で約 100 市あります。

これらの市の中で、犯罪と交通事故の人口あたりの発生件数が一番少ない市をめざします。

※ ( ) 内は人口千人あたり



## 基本理念（第3条）

安全で安心なまちづくりを進めるにあたって、その基本となる考え方を示しています。

1. 安全で安心なまちづくりは、自立と助け合いの精神に基づき行う。
2. いかなる場合であっても、基本的人権を尊重して、安全で安心なまちづくりを行う。
3. 安全で安心なまちづくりは、市や市民、自治会等、事業者、関係機関、教育機関等が適切な役割分担の下に連携、協働しながら取り組む。
4. 高齢者や障害者、子どもなど、犯罪や交通事故に対して弱い人の立場に立って、地域が一体となった見守りなどの取組を進める。



## 役割分担（第4条～第9条）

安全で安心なまちづくりを進めるにあたって、それぞれの役割を定めています。

### 【市の役割】

安全で安心なまちづくりのための計画を策定し、これに基づき施策を実施する。防犯・交通安全意識を高めるための「啓発活動」、自主的な防犯・交通安全活動への支援、防犯と交通安全に配慮した環境整備を行う。

### 【市民の役割】

防犯と交通安全に関する正しい知識を学び実践するとともに、住民同士が協力して安全で安心なまちづくりの推進に努める。

### 【自治会等の役割】

地域の防犯力と交通安全意識を高めるため、市や事業者、関係機関、教育機関等と連携し、自主的な活動の推進に努める。

### 【事業者の役割】

自らと地域の安全を守るため、市や市民、自治会等、関係機関、教育機関等と連携し、防犯と交通安全に関する必要な取組を行う。市民や自治会等の活動への協力に努める。

### 【関係機関の役割】

(我孫子警察署や我孫子市防犯協議会、我孫子交通安全協会など)

安全で安心なまちづくりが効果的に行われるよう、市や市民、自治会等、事業者、教育機関等の活動への協力に努める。

### 【教育機関等の役割】

子どもと地域の安全を守るため、市や市民、自治会等、事業者、関係機関と連携し、防犯と交通安全に関する教育を推進するとともに、市民や自治会等の活動への協力に努める。



## 建物等の適正な管理（第10条）

空き地や空き家の不適切な管理や放置は、地域環境の悪化につながり犯罪の現場になってしまう恐れがあります。また、多くの車や人が出入りする施設では、犯罪や交通事故が起こらないよう対策が必要です。

資材置場などでは、自由に出入りできたり、資材などの管理が不十分であったりすると、思わぬ犯罪や事故の発生につながる恐れがあります。

こうしたことから、建物や土地を管理する者は、適正な管理に努めなければなりません。



## 違反広告物の除去（第11条）

犯罪の起こりにくい良好な環境とまちの美観の維持のため、市民や団体を除去サポーターまたは除去サポート団体として、路上にある違反広告物の除去を進めます。



## 安全安心モデル地区の指定（第12条）

市はモデル地区を指定し、防犯や交通安全に関する施策を重点的に実施するとともに、市、警察署、我孫子市防犯協議会、我孫子交通安全協会が連携し、地域住民の自主的な防犯・交通安全活動への支援を行います。

### 主な支援の内容

- ◆地域でのパトロール強化や講習会などへの協力
- ◆活動用品の貸与
- ◆リーダー育成やパトロール隊設立のための助言
- ◆防犯と交通安全に関する地域への情報提供
- ◆カーブミラーや標識等の設置、点検、修繕



## 推進組織（第13条）

防犯活動を推進する組織として、我孫子市防犯協議会を条例に位置付け、総合的な取組を効果的に進めます。この協議会は、市や自治会等、事業者、教育関係、警察関係などで組織しています。

交通安全を推進する組織として、我孫子市交通安全推進協議会を設置し、交通事故のない安全な交通環境を実現するため、取組を推進します。この協議会の委員は、警察署、我孫子交通安全協会、我孫子地区安全運転管理者協議会、教育委員、小中学校長、学識経験者などから選任します。



## 我孫子市交通指導員（第14条）

交通指導員制度を生活安全条例の中であらためて規定し、交通安全に関する取組を地域の取組と連携させ、その効果を高めます。

### 主な任務と活動内容

- ◆登校時の子どもの安全のための誘導や保護
- ◆歩行者や自転車への交通安全指導
- ◆道路上の危険箇所の調査と交通安全に関する資料収集
- ◆信号機、道路標識など道路安全施設の支障に関する通報
- ◆違法な駐車、放置車両、その他道路の不正使用に関する通報
- ◆交通安全に関する広報や啓発活動
- ◆その他交通安全のために必要な活動



## 安全安心アドバイザー（第15条）

地域の自主的な防犯と交通安全の活動を支援するため、安全安心アドバイザーを設置します。安全安心アドバイザーは、次のような活動を行います。

### 主な任務と活動内容

- ◆市、市民、自治会等、事業者、関係機関、教育機関等が連携した活動の推進
- ◆地域のパトロール隊の設立支援
- ◆パトロール活動への協力や助言
- ◆防犯や交通安全のリーダーの育成
- ◆防犯や交通安全全般に関する助言や指導、啓発活動
- ◆地域への情報提供



## 我孫子市環境生活部市民安全室

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地

TEL.04-7185-1111（代表） FAX.04-7185-5777

Eメール [shiminanzen@city.abiko.chiba.jp](mailto:shiminanzen@city.abiko.chiba.jp)

市ホームページ <http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cmf/1.html>